明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境一七）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　三七

省令

○環境省令第十七号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月十七日

環境大臣　山口　壮